



開校準備だより

発行 (仮称)千代田中学校区義務教育学校
開校準備委員会
教育委員会事務局学校教育課内
〒300-0192 かすみがうら市大和田 562
TEL 029-897-1111 FAX 029-897-0992

校名案は、名称「千代田」・「四万騎」の2点 校種名「学園」・「義務教育学校」・「学園義務教育学校」 の3点を候補に

通学体制についても協議すすむ

このほど、第2回(仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会において、校名公募結果をもとに義務教育学校の校名(案)の選定を行いました。その結果、名称は「千代田」、「四万騎」の2点、校種名は「学園」、「義務教育学校」、「学園義務教育学校」の3点を出席委員の賛同者数を付して意見決定し、市教育委員会へ提出することになりました。

また、通学体制については、運営検討委員会で協議された前期課程(1年生～6年生)は徒歩またはスクールバス、後期課程(7～9年生※現中学1～3年生)は現状の自転車通学、スクールバス運行に伴う費用負担は無料、スクールバス運行基準は霞ヶ浦地区に合わせ市内統一化するという運営検討委員会の意見決定事項を報告し、開校準備委員会でも承認されました。

第2回(仮称)千代田中学校区義務学校 開校準備委員会 開催



10月6日、第2回開校準備委員会を開催し、通学体制、義務教育学校の校名案の選定について協議しました。

今後は、運営検討委員会で継続協議されているスクールバスの停留所やルート案、校章・校歌など、引き続き慎重な協議を行います。

協議1 校名案の選定

名称「千代田」、「四万騎」の2点に校種名「学園」、「義務教育学校」、「学園義務教育学校」の3点に校名案を選定。

校名については、地域の関心事でもあることから、市民の方々へ広く周知し、8月4日～9月4日にかけて公募を実施しました。

その結果、72点の応募をいただき、校名案を選定しました。※公募結果は次ページに掲載

たくさんのご応募ありがとうございました。

校名案の選定については、公募の集計結果をもとに協議した結果、委員からの意見を踏まえ、校名案は1点に絞らず、集計結果より名称別、校種名別で票数を分けた集計表から、名称別で「千代田」「四万騎」の2点、校種名別で「学園」「義務教育学校」「学園義務教育学校」の3点の票数が特出しているため、その名称別、校種名別それぞれに出席委員の賛同者数を付して、開校準備委員会の校名案と意見が決定しました。

今後は、市教育委員会での協議や市長の意見を踏まえ、市議会に提出し市学校設置条例改正が議決され、正式に校名が決定となります。

●開校準備委員会で選定された校名案

| 名称別 | 名称 | 開校準備委員会委員の賛同者数 |
|-------------|-----|----------------|
| 公募結果を基にした票数 | | |
| 27票 | 千代田 | 15 |
| 12票 | 四万騎 | 2 |

| 校種名別 | 校種名 | 開校準備委員会委員の賛同者数 |
|-------------|----------|----------------|
| 公募結果を基にした票数 | | |
| 34票 | 学園 | 2 |
| 15票 | 義務教育学校 | 14 |
| 10票 | 学園義務教育学校 | 1 |

【協議の際の委員の主な意見】

- ・公募の集計結果では「千代田学園」の票数が多いが、同名称は他にも使用されているところがある。同名称の学校法人（東京都）は民事再生法の手続きや東京都からの解散命令を受けているとインターネットに掲載があり、印象が良くないのではないかな。
- ・公募の集計結果では、「千代田」という名称を用いた案が多い。
- ・「千代田」という名称は残したい。
- ・校種名が「学園」だけだと、何の学校か分からないのではないかな。
- ・「学園義務教育学校」という校種名は、長いし文字数が多いため、小学生の低学年にとっては大変ではないかな。

**令和2年8月4日～9月4日にかけて募集を行った
(仮称) 千代田中学校区義務教育学校校名の公募集計結果**

| No. | 新校名案 | 票数 | No. | 新校名案 | 票数 | No. | 新校名案 | 票数 |
|-----|----------------|----|-----|---------------|----|-----|--------------|----|
| 1 | 千代田学園 | 14 | 17 | 千代田 | 1 | 33 | 千代田中央学園 | 1 |
| 2 | 千代田義務教育学校 | 5 | 18 | 青葉学園千代田義務教育学校 | 1 | 34 | 千代田中学校 | 1 |
| 3 | 四万騎学園 | 4 | 19 | ゴーハ第一学園 | 1 | 35 | 千代田未来義務教育学校 | 1 |
| 4 | 四万騎義務教育学校 | 4 | 20 | 千代田希望学園義務教育学校 | 1 | 36 | 千代田やまゆり学園 | 1 |
| 5 | 千代田学園義務教育学校 | 3 | 21 | 千代田義務教育学園 | 1 | 37 | 千代田令明義務教育学校 | 1 |
| 6 | 四万騎の原学園 | 2 | 22 | 千代田義務教育学舎 | 1 | 38 | ときわ野学園義務教育学校 | 1 |
| 7 | 四万騎学園義務教育学校 | 1 | 23 | 天の川義務教育学校 | 1 | 39 | 新治中学校 | 1 |
| 8 | 四万騎学園中等教育学校 | 1 | 24 | ちよだ義務教育学校 | 1 | 40 | フルーツ学園 | 1 |
| 9 | 四万騎学園千代田義務教育学校 | 1 | 25 | 千代田五葉学園 | 1 | 41 | 蛍学園 | 1 |
| 10 | かすみ学園 | 1 | 26 | ちよだ山桜学園義務教育学校 | 1 | 42 | 未来地図学園 | 1 |
| 11 | 四万騎校 | 1 | 27 | 千代田しまぎ学園 | 1 | 43 | やまゆり学園 | 1 |
| 12 | 稲穂学園義務教育学校 | 1 | 28 | 千代田四万騎学園 | 1 | 44 | よつば学園 | 1 |
| 13 | 小中一貫校ちよだ | 1 | 29 | 千代田小学校 | 1 | 45 | 緑豊学園 | 1 |
| 14 | 小中学園 | 1 | 30 | ちよだ小中学校 | 1 | 46 | 霞千義務教育学校 | 1 |
| 15 | 千秀義務教育学校 | 1 | 31 | 千代田総合学校 | 1 | | | |
| 16 | 蒼天学園 | 1 | 32 | 千代田地区小中一貫校 | 1 | | | |

◆**応募数累計 72点**

地区別内訳

千代田地区・・・62点
下稲吉地区・・・8点
霞ヶ浦地区・・・2点

男女別内訳

男性・・・37点
女性・・・35点

年齢別内訳

10代未満・・・14点 40代・・・6点
10代・・・13点 50代・・・3点
20代・・・0点 60代・・・23点
30代・・・6点 70代・・・7点

名称別、校種名別で分けた集計表

| No. | 名称 | 票数 | No. | 名称 | 票数 |
|-----|----------|----|-----|---------|----|
| 1 | 千代田 ☆ | 27 | 17 | 千代田しまぎ | 1 |
| 2 | 四万騎 ☆ | 12 | 18 | 千代田四万騎 | 1 |
| 3 | ちよだ | 3 | 19 | 千代田地区 | 1 |
| 4 | 四万騎の原 | 2 | 20 | 千代田中央 | 1 |
| 5 | かすみ | 1 | 21 | 千代田未来 | 1 |
| 6 | 天の川 | 1 | 22 | 千代田やまゆり | 1 |
| 7 | 稲穂 | 1 | 23 | 千代田令明 | 1 |
| 8 | 霞千 | 1 | 24 | ときわ野 | 1 |
| 9 | ゴーハ第一 | 1 | 25 | 新治 | 1 |
| 10 | 青葉学園千代田 | 1 | 26 | フルーツ | 1 |
| 11 | 四万騎学園千代田 | 1 | 27 | 蛍 | 1 |
| 12 | 千秀 | 1 | 28 | 未来地図 | 1 |
| 13 | 蒼天 | 1 | 29 | やまゆり | 1 |
| 14 | 千代田希望 | 1 | 30 | よつば | 1 |
| 15 | 千代田五葉 | 1 | 31 | 緑豊 | 1 |
| 16 | ちよだ山桜 | 1 | 32 | 千代田しまぎ | 1 |

| No. | 校種名 | 票数 |
|-----|------------|----|
| 1 | 学園 ☆ | 34 |
| 2 | 義務教育学校 ☆ | 15 |
| 3 | 学園義務教育学校 ☆ | 10 |
| 4 | 小中一貫校 | 2 |
| 5 | 中学校 | 2 |
| 6 | 学園中等教育学校 | 1 |
| 7 | 義務教育学園 | 1 |
| 8 | 義務教育学舎 | 1 |
| 9 | 小中学校 | 1 |
| 10 | 小中学園 | 1 |
| 11 | 総合学校 | 1 |
| 12 | 小学校 | 1 |
| 13 | 校 | 1 |

協議 2 通学体制

- ・前期課程 「徒歩・スクールバス」
- ・後期課程 「自転車通学」
- ・スクールバス 「無料運行」
- ・スクールバス運行基準 「霞ヶ浦地区と統一化」

通学体制については、運営検討委員会において詳細な協議を2回にわたり行いました。

1回目は8月7日(金)に行い、通学の方法について各学校で保護者アンケートを実施することで意見が決定しました。

2回目は9月10日(木)に行い、保護者アンケートの結果、前期課程は「徒歩またはスクールバス」、後期課程は「現状の自転車通学」との意見が全校で約9割を占めたことや義務教育学校は千代田中学校の敷地内に建設中であることも踏まえ、協議の結果、

前期課程は「徒歩またはスクールバス」

後期課程は「現状の自転車通学」

と意見が決定しました。

同日、スクールバス運行に伴う保護者の費用負担について協議を行い、委員からは義務教育なので無料運行の継続化を望む意見がありました。また、保護者アンケートにおいても無料化を望む意見もあり、霞ヶ浦地区の経過等も踏まえ、スクールバスは無料での運行と意見が決定しました。

さらにスクールバス運行基準についても協議を行い、霞ヶ浦地区の運行基準と相違が無いよう、公平性の観点から市内で統一化すると意見が決定しました。

これらの意見決定事項について10月6日(火)第2回開校準備委員会で茅根委員長より報告され、開校準備委員会でも承認されました。

- ・**スクールバス停留所(案)は各小学校で選定中**

2回目の運営検討委員会では、スクールバスの停留所についても協議し、各小学校のPTAや子供会等、通学班ごとに選定することで意見が決定され、現在、各小学校で選定作業を行っております。

スクールバス運行基準

【霞ヶ浦地区一部抜粋】

- 統合小学校スクールバスは、中型バス(37人乗り程度)のバスにより無料で運行します。
- 統合小学校の通学区域に居住し、自宅からの通学距離が、おおむね2km以上で、利用を希望し、年度及び通学班単位で利用登録した児童を対象とします。
- 統合小学校からの距離が2km以上の地点に停留所を設置します。
- 停留所の設置にあたっては、次の点を考慮し、利用児童及び通行者・車両の安全に配慮することとします。
 - ・坂道には基本的に設置しない。
 - ・歩道のない道路は、利用生徒の待機スペース等を考慮する。
 - ・交差点、道路の曲がり角又は横断歩道の直近には設置しない(最低5m以上)。
 - ・坂道やカーブ等の道路線形の変化点には設置しない。
- 停留所については、集落または一団の集落に1箇所程度の停留所を設置するものとします。地区によっては中型バスの通行が困難な道路もあり、停留所まで最大で1km程度を歩くことが想定されるため、通学班を編成して確実に登下校ができるよう運行します。
- 通学班については、停留所ごとに班長を決め、休んだり、遅れたりする場合は、事前に班長宅に報告することとします。
- また、自宅からの通学距離が2km以内の児童であっても、指定の停留所を利用することで、スクールバスに乗車できるものとします。
- 1コースの最大乗車時間が30～40分程度となるよう、利用申込者(通学班)の分布状況等を考慮してコースを設定します。
- 運行便数は、朝の登校時1便、夕方の下校時1便とします。学年により下校時間に差異がありますが、低学年だけでの下校を避けることなどを目的として、スクールバス利用者のみ全学年一斉下校とします。
- 児童クラブ等への対応は、これまでの運用と同様に、各家庭での対応とします。
- 児童の入学及び卒業に伴う児童数の増減や利用状況等さまざまな変化に対応しつつ、効率的な運行に資するため運行便数、運行コース、運行料金等を含めた運行基準の見直しを行うこととします。

各小学校ではPTAや子供会、通学班等を対象とした通学体制説明会が開催され、事務局の学校教育課担当より協議経過や停留所選定に係る留意事項の説明を行い、通学班ごとに停留所(案)を選定しています。

選定でき次第、運営検討委員会で協議し、停留所の乗車人数を考慮してスクールバスのルートを決定していくことになります。

・**スクールバスに関するご意見やご質問等を紹介します**

(仮称) 千代田中学校区義務教育学校
スクールバスに関するQ&A

このQ&Aは、説明会開催時に寄せられたご意見や霞ヶ浦地区統合時にあったご質問等を紹介させていただきます。

Q1 運行基準にある通学距離が2km以上という数字はどこから出たのでしょうか。

A 国が定める「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で学校の適正な規模の条件として規定しており、これを準用しています。通学距離については、小学校児童にあっては、4kmを最高限度とすることが適当されていることを踏まえ、本市では、霞ヶ浦地区の学校統合検討時において、近隣市町村運行状況の調査や保護者等にもアンケートを実施した結果、4kmから2kmに緩和した経緯がございます。

Q2 通学距離が2km以上なければスクールバスを利用することはできないのでしょうか。

A 運行基準に記載してあるとおり、通学距離が2km以内の児童であっても、指定の停留所を利用することで、スクールバスに乗車できることとなっているため、希望すれば乗車することは可能です。しかし、停留所は原則学校から2km以上の地点に停留所を設置することとなるため、利用の際は、そこまで行っていただくこととなります。

Q3 運行基準には中型バスで運行するとありますが、小型バスはないのでしょうか。

A スクールバスの乗降時における安全性を考え、中型バスの通行が可能なある程度の幅員が確保された道路を運行ルートと想定

しております。また、小型バスを主体にした場合、台数が増えて運転手の増員が見込まれますので、ご理解いただきたいと思っております。

Q4 停留所以外の希望する場所で乗降することはできるのでしょうか。

A 児童の乗降場所が固定でないと、周囲の交通状況への影響や乗降時の安全が十分に確保できない恐れがあるため、児童の安全を確保するためにもバスの乗降は指定の停留所とし、停留所以外でバスの乗降は行いません。

Q5 スクールバスを利用する場合、停留所までは歩いていくことになると思いますが、通学路の安全面はどのように対応するのでしょうか。

A 今後、スクールバスの停留所やルート等が決定した後、全体の通学路についても運営検討委員会で協議を行い、意見をまとめたうえで、関係各所に通学路における安全対策等について働きかけていきます。

Q6 登下校時の停留所の保護者立哨等は必要でしょうか。

A 霞ヶ浦地区では、登校班単位で安全対策等を実施しており、高学年児童が班長として乗車指導をしたり、保護者間で連絡・協力体制を自主的に構築していただいております。

Q7 低学年と高学年では下校時間が違いますが、どのように対応するのでしょうか。

A 現在スクールバスが運行している霞ヶ浦地区では、通学時の安全性を考慮し、バス利用者については一斉下校としております。その際、低学年児童については高学年の下校時間まで待機できる教室で教職員が対応しております。

Q8 スクールバスに乗り遅れた場合、通学はどのように対応すれば良いのでしょうか。

A スクールバスに乗り遅れた際は、保護者等の対応で通学していただいております。

Q9 停留所は一度決定すると変更できないのでしょうか。

A 停留所は毎年度、乗車する児童の利用希望に合わせ、設置個所の調整をしていきます。